

直前対策 第4回 問題

(有)拓明館

【問 1】A、B 及び C は、D 所有の甲土地を購入する契約を締結する際に、連帯して代金 3,000 万円を支払う債務を負担する旨の合意をした(負担部分は平等とする。)。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 A が D に対して 900 万円を弁済した場合、A の負担部分の範囲内であるから、A は、B 及び C に対して求償することができない。
- 2 D が A に対して裁判上の請求をした場合には、DB 間及び DC 間に特段の合意がなければ、B 及び C が D に対して負う債務の消滅時効の完成についても影響が生じる。
- 3 D が、A の債務について A に対して期限の猶予をした場合には、DB 間及び DC 間に特段の合意がなければ、B 及び C が D に対して負う債務についても期限の猶予の効果が生じる。
- 4 A が、錯誤を理由に、D との甲土地の売買契約を取り消した場合、A の代金債務は消滅するが、B 及び C の代金債務は消滅しない。

【問 2】A、B 及び C が、D に対して 300 万円の連帯債務を負っている(負担部分は平等とする。)場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 D が A に対して債務の免除をした場合でも、DB 間及び DC 間に特段の合意がなければ、D は、B に対しても C に対しても、300 万円全額の請求をすることができる。
- 2 A が D に対して 300 万円の債権を有する場合、A が相殺を援用したときは、B 及び C の債務も消滅する。
- 3 A が D に対して 300 万円の債権を有する場合、A が相殺を援用しない間に 300 万円の支払の請求を受けた B は、100 万円の限度において、A の D に対する債権で相殺する旨の意思表示をすることができる。
- 4 A と D との間に混同があったときは、A は、弁済をしたものとみなされるから、B 及び C の債務も消滅する。

【問 3】保証債務に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じないが、保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなされる。
- 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

直前対策 第4回 問題

(有)拓明館

- 3 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人が法人であっても、その保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2ヵ月以内に、その旨を通知しなければならない。
- 4 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

【問4】AがA所有の甲土地をBに売却する際に、Aに対するBの代金支払債務について、AとCが保証契約(以下この間において「本件契約」といふ。)を締結し、Cが保証人となった場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。なお、Bは保証人を立てる義務を負っているものとする。

- 1 本件契約後、Cが成年被後見人となったときは、Aは、Bに対してCに代わる保証人を立てることを請求できない。
- 2 Cは、Bが主張することができる抗弁をもってAに対抗することができる。
- 3 BがAに対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によってBがその債務を免れるべき限度において、Cは、Aに対して債務の履行を拒むことができる。
- 4 BがAに対して権利の承認をしたため、Bの債務について時効の更新が生じた場合であっても、Cの債務については時効の更新は生じない。

【問5】AがBに100万円を貸し付けた際に、Cが保証人(連帯保証人でないものとする。)になった場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 AがBに対して履行の請求をしたため、Bの債務について時効の完成が猶予されたときは、Cの債務についても時効の完成が猶予される。
- 2 Bの債務について消滅時効が完成した後にBが時効の利益を放棄した場合には、Cは、Bの債務について時効の援用をすることはできない。
- 3 Bが破産手続開始の決定を受けたとき、又はBの行方が知れないときは、Aから債務の履行を請求されたCは、まずBに催告をすべき旨を請求することができない。
- 4 AがCに対して債務の履行を請求した場合に、Cが、Bに弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、Aは、まずBの財産について執行をしなければならない。

直前対策 第4回 問題

(有)拓明館

【問6】保証に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。
- 2 AがBに対して1,000万円を貸し付ける際に、C及びDが連帯保証人になった場合、C及びDは、CD間に連帯の特約がないときは、各自500万円につき、保証債務を負う。
- 3 AがBに対して1,000万円を貸し付ける際に、Cが連帯保証人になった場合、AがCに対して履行を請求した効果はBに及ぶ。
- 4 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1ヵ月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、保証人になろうとする者が法人であっても、その効力を生じない。

【問7】売買代金債権(以下この問において「債権」という。)の譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得することができる。
- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられないが、譲渡制限の意思表示がされたことを重大な過失によって知らなかった譲受人に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる。
- 3 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。)の供託所に供託することができる。
- 4 譲渡制限の意思表示がされた債権に対し、その旨を知らながら、強制執行をした差押債権者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる。

【問8】債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 預金口座に係る預金に係る債権について当事者が譲渡制限の意思表示をした場合、その旨を知らながら当該債権を譲り受けた者に対し、債務者は、当該債権の譲渡そのものが無効である旨を主張することはできない。
- 2 現に発生していない債権を譲渡した場合には、債務者が承諾をした場合に限り、当該債権の譲渡を債務者に対抗することができる。

直前対策 第4回 問題

(有)拓明館

3 A が、B に対する貸金債権を C に譲渡した場合、C が B に対して確定日付のある証書により債権譲渡の通知をしたときは、C は、B に対して、当該債権に係る債務の弁済を C にするように主張することができる。

4 A が、B に対する貸金債権を C に譲渡した場合、B が、A に対して、口頭により債権譲渡の承諾をしたときは、C は、B に対して、当該債権に係る債務の弁済を C にするように主張することができる。

【問 9】債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1 A が、B に対する金銭債権を C に譲渡し、その旨を確定日付のない書面で B に通知した後、当該金銭債権を D にも譲渡し、その旨を確定日付のある証書により B に通知した場合、D は、当該金銭債権の取得を C に対抗することができる。

2 A が、B に対する金銭債権を、C と D に対して二重に譲渡し、C に対する譲渡についても、D に対する譲渡についても、確定日付のある証書により B に通知をした場合には、C と D の優劣は、確定日付の先後で決まる。

3 A が、B に対する金銭債権を、C と D に対して二重に譲渡し、C に対する譲渡についても、D に対する譲渡についても、確定日付のある証書により B に通知をし、かつ、その双方の通知が同時に B に到達した場合、C は、B に対し、債権の全額の弁済を請求することができる。

4 A が B に対して代金債権を有し、B が A に対して期限が到来した貸金債権を有している場合、その後、A が、当該代金債権を C に譲渡し、B に対して債権譲渡の通知をしたときは、B は、C から支払請求を受けた際に、A に対する貸金債権による相殺を、C に対抗することができる。